

各居宅系サービス事業所 管理者 様

福岡市保健福祉局高齢社会部事業者指導課長

**新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の
臨時的な取り扱いについて（第2報）（通知）**〈令和2年5月8日改訂〉

標記について、令和2年3月6日付け厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて（第4報）」により、新型コロナウイルス感染症への対応のため一時的に通所系サービス事業所が居宅を訪問しサービス提供した場合の取り扱いについて示されておりますが、本市における取扱いを下記のとおり整理したので通知します。

なお、本取扱いは期間限定のものとし、終了する際には改めて通知します。

記

1 実務の流れ

- ①通所系サービス事業所は、新型コロナウイルス感染症への対応のため事業所を休業するなど通所でのサービス提供が困難となった場合には、速やかに居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所へ連絡する。
- ②居宅介護支援事業所等は、利用者・家族の意向等を確認の上、他の通所系サービス事業所や他サービス利用などの調整を行う。
- ③居宅介護支援事業所等は、②の調整を行ってもなお、当該通所系サービス事業所が居宅を訪問する方法でサービス提供する必要があると認められ、利用者等も同意した場合には、当該通所系サービス事業所に連絡し、居宅を訪問して行うサービス提供の内容について協議する。
- ④居宅介護支援事業所等は、居宅を訪問して行うサービス提供の必要性を判断した経緯を支援経過に記録するとともに、サービス提供方法等を居宅サービス計画に追記し（利用者等の署名などは不要）、利用者等及び利用中の全サービス事業所に居宅サービス計画を交付する。
- ⑤当該通所系サービス事業所は、居宅サービス計画を受け取り、通所系サービス計画にサービス提供方法等を追記し（利用者等の署名などは不要）、下記留意事項を踏まえサービス提供を行う。

2 留意事項

- (1)居宅を訪問しサービス提供する際には、感染症予防対策を確実に行った上で、安全面やサービス提供内容等を担保できる担当者を訪問させること。
- (2)通所と訪問によるサービス提供を同時に行う場合に、担当者が訪問することで事業所本体でのサービス提供にあたり、一時的に人員基準が満たされなくとも減算を適用する必要はないが、利用者の処遇に支障がないようにすること。なお、管理者や生活相談員が担当者として訪問することも可とする。
- (3)各加算の算定にあたっては、居宅を訪問しサービス提供した場合でも通所と同等のサービスを提供でき、かつ、加算要件を満たす場合には算定可とする。
また、個別機能訓練加算（Ⅰ）については、通所と訪問によるサービス提供を同時に行う場合であっても、常勤の理学療法士等と担当者が随時連絡を取れる状態とし、サービスの質が確保できる場合は算定可とする。
- (4)居宅サービス計画に基づいて通常提供しているサービスが提供されていた場合に算定できていた加算・減算については、引き続き適用する。**
- (5)その他の報酬算定に係る取り扱いについては、通知序文に記載の厚労省通知等を参照すること。

【問い合わせ先】

福岡市 保健福祉局 高齢社会部 事業者指導課 在宅指導係
電話：711-4257 FAX：726-3328